

答 申

1 審議会の結論

福岡県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、平成21年5月14日付けで行った部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに係る対象個人情報の開示決定状況

異議申立てに係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、平成21年2月4日に異議申立人から警察本部長を經由して実施機関あてに提出された戸畑警察署における窃盗及び恐喝事案の処理に関する苦情の申出に対し、実施機関が福岡県公安委員会苦情等取扱規程（平成14年4月福岡県公安委員会規程第3号。以下「規程」という。）に基づき警察本部長に調査等を指示し、その調査等の結果として平成21年4月9日に報告された実施機関あて苦情等の調査結果等報告書（以下「調査結果等報告書」という。）及びその添付書類に記載された異議申立人の個人情報である。

実施機関は、このうち、調査結果等報告書の添付書類である戸畑警察署に対する苦情に関する事実調査結果報告書（以下「事実調査結果報告書」という。）の関係職員欄中、警察職員の年齢及び現所属名、警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名、同じく調査結果欄中、関係少年に対する事情聴取の状況、中学校に対する聞き取り調査の結果、異議申立人の子の供述内容に対する評価及び警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名については、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第14条第1項第1号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当するとして不開示とし、その余の情報はすべて開示している。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年4月23日付けで、異議申立人は、実施機関に対し条例第13条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 平成21年5月14日付けで、実施機関は、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年6月8日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として、実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が主張している異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 不開示のままでは、その部分が真実かどうか分からないので事件が究明されない。事件を解決することが警察の役割ではないのか。
- (2) 少年(犯人)の名前を開示しているのに、その内容を開示しないのはおかしい。犯罪行為がなければ、開示しても少年の権利は侵害されない。
- (3) 犯人の名前が記載されているのに、警察職員の氏名が不開示というのはおかしい。条例に(警察職員の氏名を不開示とする旨の)規定があるということは書いてあるが、責任を持って調査したのであれば、(氏名を)開示するべきだ。

5 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明要旨は次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

「関係職員」欄に記載された警察職員の年齢及び現所属名及び「調査結果」欄に記載された関係少年に対する事情聴取の状況並びに苦情等申立者が提訴した民事訴訟の公判後の状況に関して行われた中学校からの聞き取り調査の結果は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第14条第1項第1号に該当する。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

「調査結果」欄に記載された苦情等申立者が提訴した民事訴訟の公判後の状況に関して行われた中学校からの聞き取り調査の結果は、少年警察活動に関する情報であって、開示することにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第1項第4号に該当する。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

「調査結果」欄に記載された供述内容に対する評価・判断は、個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第1項第5号に該当する。

(4) 条例第14条第1項第6号該当性について

「関係職員」欄及び「調査結果」欄に記載された警部補以下の職員の氏名は、条例第14条第1項第6号に該当する。

(5) 条例第14条第1項第7号該当性について

「調査結果」欄に記載された関係少年に対する事情聴取の状況は、開示することにより、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であることから、条例第14条第1項第7号に該当する。

6 審議会の判断

(1) 苦情申出制度について

苦情申出制度は、警察法（昭和29年法律第162号。以下「法」という。）第79条第1項の規定に基づき、警察職員の職務執行について苦情のある者が実施機関に対し文書により苦情の申出をすることができるという制度であり、実施機関あての苦情の具体的な処理手続は、次のとおりである。

- ① 実施機関あての苦情は、警察本部長が受理して速やかに実施機関に報告する。
- ② 報告を受けた実施機関は、必要により警察本部長に調査等の指示を行う。
- ③ 実施機関は、警察本部長からの調査等の結果報告に基づき、苦情申出者に対する通知の内容を決定し、通知文の送付により通知を行う。

(2) 本件個人情報内容及び不開示情報について

本件個人情報は、戸畑警察署における窃盗及び恐喝事案の処理に関して異議申立人から実施機関あてに提出された苦情の申出に対し、実施機関が警察本部長に調査等を指示し、その調査等の結果として警察本部長から報告された調査結果等報告書及びその添付書類に記載された異議申立人の個人情報である。

調査結果等報告書には、公安委員会委員（長）氏名及び印影、警察職員職名及び印影、受理報告（日）、苦情等申立者（代表者）の住所・職業・氏名等・申出概要、警察本部長の担当課名・調査結果・措置等、実施機関の指示事項（指示月日及び指示事項）、苦情等申立者への通知要否及び通知内容が記載されている。

また、調査結果等報告書には、事実調査結果報告書及び異議申立人あての通知文（案）が添付されている。

事実調査結果報告書には、苦情等申出者の住所・職業・氏名・電話番号、関係職員の氏名・年齢・当時及び現在の所属名及び職名、苦情等申出内容、警察本部長の調査結果、苦情等申出者の要望事項及び警察本部長の処理方針が記載されている。

通知文（案）には、異議申立人からの苦情の申出に対する実施機関の通知内容の案が記載されている。

これら本件個人情報のうち、実施機関が不開示とした情報とその不開示の根拠となる条例の規定は、次の表のとおりである。

箇所	不開示とした情報	根拠規定 条例第14条 第1項の該当号
事実調査結果 報告書の「関 係職員」欄	警察職員の年齢及び現所属名	第1号
	警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名	第6号
事実調査結果 報告書の「調 査結果」欄	関係少年に対する事情聴取の状況	第1号、第7号
	中学校に対する聞き取り調査の結果	第1号、第4号
	異議申立人の子の供述内容に対する評価	第5号
	警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名	第6号

当審議会では、これらの不開示情報について、以下条例第14条第1項第1号該当性から順に検討し、開示・不開示の判断を行う。

なお、条例第14条第1項第1号と他の号を重ねて不開示の根拠としている情報のうち同項第1号に該当し不開示妥当と判断したものについては、他の号への該当性の判断を重ねては行わない。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の第三者（個人）の情報が含まれており、第三者に関する情報を開示請求者に開示することにより当該第三者の正当な利益を害するおそれがある場合には、第三者に関する情報を不開示とする旨を定めたものである。

なお、開示請求者以外の第三者の情報について、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

ア 「関係職員」欄に記載された警察職員の年齢及び現所属名

当該情報は、異議申立人以外の第三者（個人）に関する情報であるが、年齢については、公になっている性質のものではなく、一般に私生活において通常みだりに他人に知られたくないプライバシーに関する事項であり、また、警部補以下の階級の職にある警察職員の現所属名については、一般に公表されておらず、これを明らかにすると、当該警察職員の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、本件苦情申出に係る窃盗及び恐喝事案の捜査の過程では、異議申立人と警察職員が直接に接する関係にあったものであるが、そのことをもって異議申立人が当該情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、同様に、当該情報は何人でも知り得る情報であるともいえないため、実施機関が

当該情報を不開示としたことは妥当である。

イ 「調査結果」欄に記載された関係少年に対する事情聴取の状況

当該情報は、関係少年の具体的な供述内容であるが、これらは異議申立人以外の第三者（個人）に関する情報であって、これらを開示することにより、関係少年が事件に関与した者等から個々の供述内容について不当な圧力を受ける等、関係少年の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、異議申立人は、当該情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、同様に、当該情報は何人でも知り得る情報であるともいえないため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

ウ 「調査結果」欄に記載された中学校に対する聞き取り調査の結果

当該情報は、異議申立人が本件苦情申出に係る窃盗及び恐喝事案に関して提訴した民事訴訟の公判後の状況に関し、警察職員が中学校に対し行った聞き取り調査の結果であり、当該訴訟の公判後における関係少年の保護者等の動向に係るものであることから、異議申立人以外の第三者（個人）に関する情報であると認められる。

このような民事訴訟の公判後の状況に関する情報は、一般に私生活において通常みだりに他人に知られたくないプライバシーに関する事項であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、本件情報は、あくまで警察職員が中学校に対し行った聞き取り調査の結果であり、異議申立人が当該情報を知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、同様に、当該情報は何人でも知り得る情報であるともいえないため、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

(4) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号は、県の機関等が行う事務のうち、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

ア 「調査結果」欄に記載された異議申立人の子の供述内容に対する評価

当該情報は、本件苦情申出に係る恐喝事案の被害届の処理を行う際、警察職員が異議申立人の子に行った事情聴取に関連して記録されたものである。

当該事情聴取は、当該事情聴取に係る事案がどのようなものであって、それが警察職員として調査・解明を要するものであるか否かを検討するために行われたものである。その過程において異議申立人の子の供述内容についての評価が行われるとはいえず、当該事情聴取自体は、条例第14条第1項第5号が予定する個人の評価や判断を目的又は中心とする事務に該当すると解するのは相当

でないというべきである。

しかしながら、当該事情聴取は警察の事務として行われたものであり、当該情報のような警察職員が行った供述内容への評価に係る情報は、これを開示することにより警察と聴取対象者との信頼関係が損なわれ、事案の事実関係等の調査・解明のために行われる事情聴取等に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

そうすると、当該情報は条例第14条第1項第4号の要件に該当するというべきであるから、実施機関が当該情報を不開示としたことは、結論において妥当である。

(5) 条例第14条第1項第6号該当性について

条例第14条第1項第6号は、警察職員の適正な職務遂行を確保する観点から同職員の氏名に関し不開示情報としての要件を定めたものである。同号中の「警察職員の従事する事務又は事業の遂行に係る情報」とは、当該警察職員（法第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務に関し、当該事務又は事業を実施したことにより記録された情報をいうものである。

警察職員の氏名については、開示した場合、適正な職務遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第1項第6号に規定する公安委員会規則で定める一定の職（警部補以下の階級の職）にある警察職員の氏名については、不開示とするものである。

ア 「関係職員」欄及び「調査結果」欄に記載された警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名

当該情報は、警部補以下の階級の職にある警察職員の氏名であるから、実施機関が当該情報を不開示としたことは妥当である。

7 結論

以上の理由により「1 審議会の結論」のとおり判断する。